

令04原機(サ保)042
令和4年5月16日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正 範 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

核燃料物質使用施設保安規定の変更

変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

なお、変更の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

- (1) フィルタ減容処理を第2ウラン系廃棄物貯蔵施設詰替室のパネルハウス内で実施するため、第Ⅱ編第35条（ウラン系固体廃棄物の処理及び保管）第10項の記載を変更する。
- (2) 第Ⅲ編 第Ⅲ-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その4）の系の分類に残存核燃料物質封入棒集合体を追加する。
- (3) 第Ⅲ編 第Ⅲ-2-(3)表 プルトニウム燃料第三開発室貯蔵設備の最大貯蔵能力における最大収納量の内訳に係る注釈を追記する。
- (4) 第Ⅲ編 第Ⅲ-2-(3)表 プルトニウム燃料第三開発室貯蔵設備の最大貯蔵能力の集合体・保管体非破壊検査用架台の最大貯蔵能力を158 kgに変更する。
- (5) 記載の適正化を図る。

2. 変更の理由

- (1) 核燃料物質使用変更許可（令和4年1月27日付け原規規発第2201272号）を受け、フィルタ減容処理を第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の詰替室のパネルハウス内で実施するため。
- (2) 核燃料物質使用変更許可（令和3年5月7日付け原規規発第2105073号）を受け、残存核燃料物質封入棒集合体を取り扱うため。
- (3) 核燃料物質使用変更許可（令和3年5月7日付け原規規発第2105073号）を受け、集合体・保管体貯蔵設備における最大収納量のうち、残存核燃料物質封入棒集合体の体数を制限して貯蔵するため。
- (4) 核燃料物質使用変更許可（令和3年5月7日付け原規規発第2105073号）を受け、残存核燃料物質封入棒集合体を集合体・保管体非破壊検査用架台で取り扱うため。
- (5) 記載の適正化を図るため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

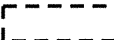
令和 4 年 5 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 I 編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第 1 章第 1 条～第 2 章第 11 条の 4 （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 品質マネジメント</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第 12 条 使用施設等の保安活動を適切に実施するため、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、第 4 条第 1 項第 1 号から第 46 号に掲げる者（以下この条において、「管理者」という。）に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年 1 回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文</p>	<p style="text-align: center;">第 I 編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第 1 章第 1 条～第 2 章第 11 条の 4 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 品質マネジメント</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第 12 条 使用施設等の保安活動を適切に実施するため、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、第 4 条第 1 項第 1 号から第 44 号に掲げる者（以下この条において、「管理者」という。）に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年 1 回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文</p>	<p>第 12 条</p> <p>第 5.3.3 項 ・記載の適正化 (誤記の修正)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</p> <p>第4章第12条の2～第4章第17条 (省略)</p> <p>第5章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育)</p> <p>第18条 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長は、第I-1-(I)表に従い、保安教育に係る年度計画を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得た後、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 使用施設内各課長は、前項に基づき、従業員に対する保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長は、新たに業務を行う従業員に対し、第I-1-(I)表に掲げる保安教育を実施しなければならない。ただし、同表に掲げる項目について、十分な知識技能を有していると認められる者及び既に教育を施されている項目については、省略することができる。</p> <p>5. 統括者は、第29条第3項に基づき緊急作業に従事する要員(以下「緊急作業に従事する要員」という。)として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(2)表に基づき、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施させなければならない。</p> <p>6. 放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する従業員及び緊急作業に従事する要員に対して行う保安教育については、第I-1-(I)表に従うほか、第3項、第4項及び第5項を準用する。</p> <p>7. 保安管理部長は、従業員に対して行う保安教育については、第I-1-(I)表に従うほか、第3項及び第4項を準用する。</p> <p>8. 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第3項から前項に掲げる保安教育の実施状況を確認し、必要に応じて保安教育内容を見直させなければならない。</p> <p>9. 第4条第1項第6号から第46号に掲げる者は、従業員に対し、必要に応じて保安に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>第5章第19条～第11章第52条 (省略)</p>	<p>化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</p> <p>第4章第12条の2～第4章第17条 (変更なし)</p> <p>第5章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育)</p> <p>第18条 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長は、第I-1-(I)表に従い、保安教育に係る年度計画を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得た後、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 使用施設内各課長は、前項に基づき、従業員に対する保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長は、新たに業務を行う従業員に対し、第I-1-(I)表に掲げる保安教育を実施しなければならない。ただし、同表に掲げる項目について、十分な知識技能を有していると認められる者及び既に教育を施されている項目については、省略することができる。</p> <p>5. 統括者は、第29条第3項に基づき緊急作業に従事する要員(以下「緊急作業に従事する要員」という。)として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(2)表に基づき、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施させなければならない。</p> <p>6. 放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する従業員及び緊急作業に従事する要員に対して行う保安教育については、第I-1-(I)表に従うほか、第3項、第4項及び第5項を準用する。</p> <p>7. 保安管理部長は、従業員に対して行う保安教育については、第I-1-(I)表に従うほか、第3項及び第4項を準用する。</p> <p>8. 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第3項から前項に掲げる保安教育の実施状況を確認し、必要に応じて保安教育内容を見直させなければならない。</p> <p>9. 第4条第1項第6号から第44号に掲げる者は、従業員に対し、必要に応じて保安に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>第5章第19条～第11章第52条 (変更なし)</p>	<p>第18条</p> <p>第9項 ・記載の適正化 (誤記の修正)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>第I-1図～第I-2-(15)図 (省略)</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; height: 60%; margin: 10px auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%); white-space: nowrap;">第I-2-(16)図</div> </div> <p>第I-2-(17)図～第I-3図 (省略) 第I-1-(1)表～第I-12表 (省略)</p>	<p>第I-1図～第I-2-(15)図 (変更なし)</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 90%; height: 60%; margin: 10px auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%); white-space: nowrap;">第I-2-(16)図</div> </div> <p>第I-2-(17)図～第I-3図 (変更なし) 第I-1-(1)表～第I-12表 (変更なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (燃料製造機器試験室の管理区域を解除したため。)

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれるため、非公開とします。

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第II編 環境技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第4章第34条 (省略)</p> <p>(ウラン系固体廃棄物の処理及び保管)</p> <p>第35条 研究開発第2課長は、B棟のウラン系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、第I編第40条の2第1項又は第2項に定める措置を講じ、その焼却処理又は保管廃棄を環境保全課長に依頼しなければならない。また、研究開発第2課長は、B棟のウラン系固体廃棄物をウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設又は焼却施設へ運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、J棟、第2ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設のウラン系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、第I編第40条の2第1項又は第2項の措置を講じ、その焼却処理又は保管廃棄を環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>3. 環境保全課長は、第1項、第2項及び第39条第3項並びに第III編第27条第7項及び第27条の2第5項の依頼により焼却処理又は保管廃棄をする場合は、必要な記録を確認しなければならない。</p> <p>4. 環境保全課長は、ウラン系の可燃性廃棄物を焼却処理する場合は、焼却施設で行うとともに、焼却処理のために受け入れた可燃性廃棄物は、処理までの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>5. 環境保全課長は、前項の焼却処理により発生した焼却灰を廃棄する場合は、廃棄物容器に封入し、不燃性固体廃棄物としなければならない。</p> <p>6. 環境保全課長は、保管廃棄されたウラン系固体廃棄物のうち金属及びフィルタを減容処理する場合は、<u>M棟</u>のパネルボックス内で行うとともに、減容処理のために受け入れたウラン系固体廃棄物は、処理までの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。なお、プラズマによる切断を行う場合は、専用の金属製作業台の上で行わなければならない。</p> <p>7. 環境保全課長は、ウラン廃棄物廃棄施設で発生するウラン系固体廃棄物をウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設又は焼却施設に運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>8. 廃止措置技術課長は、J棟及び第2ウラン貯蔵庫で発生するウラン系固体廃棄物をウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設又は焼却施設に運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>9. 環境保全課長は、第1項、第7項及び第8項のウラン系固体廃棄物を保管廃棄する場合は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しな</p>	<p style="text-align: center;">第II編 環境技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第4章第34条 (変更なし)</p> <p>(ウラン系固体廃棄物の処理及び保管)</p> <p>第35条 研究開発第2課長は、B棟のウラン系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、第I編第40条の2第1項又は第2項に定める措置を講じ、その焼却処理又は保管廃棄を環境保全課長に依頼しなければならない。また、研究開発第2課長は、B棟のウラン系固体廃棄物をウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設又は焼却施設へ運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、J棟、第2ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設のウラン系固体廃棄物を廃棄しようとする場合は、第I編第40条の2第1項又は第2項の措置を講じ、その焼却処理又は保管廃棄を環境保全課長に依頼しなければならない。</p> <p>3. 環境保全課長は、第1項、第2項及び第39条第3項並びに第III編第27条第7項及び第27条の2第5項の依頼により焼却処理又は保管廃棄をする場合は、必要な記録を確認しなければならない。</p> <p>4. 環境保全課長は、ウラン系の可燃性廃棄物を焼却処理する場合は、焼却施設で行うとともに、焼却処理のために受け入れた可燃性廃棄物は、処理までの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>5. 環境保全課長は、前項の焼却処理により発生した焼却灰を廃棄する場合は、廃棄物容器に封入し、不燃性固体廃棄物としなければならない。</p> <p>6. 環境保全課長は、<u>ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</u>に保管廃棄したウラン系固体廃棄物のうち金属及びフィルタを<u>M棟</u>において減容処理する場合は、パネルボックス内で行うとともに、減容処理のために受け入れたウラン系固体廃棄物は、処理までの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。なお、プラズマによる切断を行う場合は、専用の金属製作業台の上で行わなければならない。</p> <p>7. 環境保全課長は、ウラン廃棄物廃棄施設で発生するウラン系固体廃棄物をウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設又は焼却施設に運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>8. 廃止措置技術課長は、J棟及び第2ウラン貯蔵庫で発生するウラン系固体廃棄物をウラン系廃棄物貯蔵施設、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設又は焼却施設に運搬するまでの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。</p> <p>9. 環境保全課長は、第1項、第7項及び第8項のウラン系固体廃棄物を保管廃棄する場合は、ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄しな</p>	<p>第35条</p> <p>第6項 ・記載の適正化 (施設の明確化及び表現の見直しを図るため。)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>ればならない。</p> <p>10. 環境保全課長は、<u>ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</u>に保管廃棄したウラン系固体廃棄物の詰替えをする場合は、<u>第2ウラン系廃棄物貯蔵施設詰替室のパネルハウス内</u>で行わなければならない。なお、金属等のプラズマによる切断を行う場合は、金属製トレイの中で行わなければならない。</p> <p>11. B棟、J棟、第2ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設の核燃料管理者は、容器に封入する前の固体廃棄物の分別、詰替え、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。</p> <p>第4章第36条～第5章第40条 (省略)</p> <p>第Ⅱ-1-(1)-イ表～第Ⅱ-7表 (省略)</p>	<p>ればならない。</p> <p>10. 環境保全課長は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄したウラン系固体廃棄物の詰替え又は<u>フィルタの減容処理を第2ウラン系廃棄物貯蔵施設において行う</u>場合は、詰替室のパネルハウス内で行わなければならない。なお、金属等のプラズマによる切断を行う場合は、金属製トレイの中で行わなければならない。</p> <p>11. B棟、J棟、第2ウラン貯蔵庫及びウラン廃棄物廃棄施設の核燃料管理者は、容器に封入する前の固体廃棄物の分別、詰替え、入替え、容器への収納等を行う場合は、固体廃棄施設における汚染拡大防止措置を講じたエリアで行わなければならない。</p> <p>第4章第36条～第5章第40条 (変更なし)</p> <p>第Ⅱ-1-(1)-イ表～第Ⅱ-7表 (変更なし)</p>	<p>第10項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (核燃料物質使用変更許可(令和4年1月27日付け原規規発第2201272号)との整合を図るため。) ・フィルタ減容処理を第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の詰替室のパネルハウス内で実施するため。

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第5章第29条 (省略)</p> <p>(関連図表)</p> <p>第Ⅲ-1-(1)表～第Ⅲ-1-(12)表(その3) (省略)</p>	<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第5章第29条 (変更なし)</p> <p>(関連図表)</p> <p>第Ⅲ-1-(1)表～第Ⅲ-1-(12)表(その3) (変更なし)</p>	

変 更 前						変 更 後						変更理由
第三-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量 (その4)						第三-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量 (その4)						
臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 ^{注3)} (kgPu*)	備 考	臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 ^{注3)} (kgPu*)	備 考	
	質量 又は 本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸着率(含有率)の分類 ^{注2)}				質量 又は 本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸着率(含有率)の分類 ^{注2)}			
VCP-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ベッセル当たり 26.2	1搬送容器当たり 13.1 (kgPu*)	VCP-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ベッセル当たり 26.2	1搬送容器当たり 13.1 (kgPu*)	
VCP-2	質量	PuO ₂ (原料粉)系 又は 混合酸化物系	半乾燥系	1ピット当たり 12.7		VCP-2	質量	PuO ₂ (原料粉)系 又は 混合酸化物系	半乾燥系	1ピット当たり 12.7		
VFP-1	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)	VFP-1	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)	
VFP-2	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)	VFP-2	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)	
VFA-1	本数	燃料要素又は 封入棒	—	1貯蔵単位当たり 24本		VFA-1	本数	燃料要素又は 封入棒	—	1貯蔵単位当たり 24本		
VFA-2	本数	燃料要素又は 封入棒	—	1貯蔵単位当たり 24本		VFA-2	本数	燃料要素又は 封入棒	—	1貯蔵単位当たり 24本		
VFA-3	体数	集合体又は 保管体	—	1ピット当たり 1体		VFA-3	体数	集合体、保管 体又は残存核 燃料物質封入 棒集合体	—	1ピット当たり 1体		・残存核燃料物質封入棒集合体を取り扱うため。
VFA-4	体数	集合体又は 保管体	—	1ピット当たり 1体		VFA-4	体数	集合体、保管 体又は残存核 燃料物質封入 棒集合体	—	1ピット当たり 1体		
VFM-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ピット当たり 15.5		VFM-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ピット当たり 15.5		
WCT-5	質量	酸化ウラン粉末	—	—	輸送容器による 保管	WCT-5	質量	酸化ウラン粉末	—	—	輸送容器による 保管	
VFQ-1	質量	Pu-H ₂ O系	減速系	0.27		VFQ-1	質量	Pu-H ₂ O系	減速系	0.27		
※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。						※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。						
第三-1-(12)表 (その5) ~ 第三-2-(2)表 (省略)						第三-1-(12)表 (その5) ~ 第三-2-(2)表 (変更なし)						

変更理由

- ・記載の適正化
(機器名称の変更)
- ・残存核燃料物質封入棒集合体を集合体・保管体非破壊検査用架台で取り扱うため。
- ・集合体・保管体貯蔵設備における最大収納量のうち、残存核燃料物質封入棒集合体の体数を制限して貯蔵するため。

第三-2-(3)表 フルトニウム燃料第三開室貯蔵設備の最大貯蔵能力

設置場所	設備名称	機器名称	個数	核的制限値	最大貯蔵能力	
					$Pu+U$	容量
フルトニウム貯蔵庫(1)	フルトニウム貯蔵設備	フルトニウム貯蔵ピット	450個	12.7kg Pu*/ピット	4 500kg	-
フルトニウム貯蔵庫(2)	フルトニウム貯蔵設備	フルトニウム貯蔵ピット	450個	12.7kg Pu*/ピット	4 500kg	-
原料保管庫	原料保管設備	保管ベツセル	38式	26.2 kg Pu*/ベツセル	720kg	-
粉末保管庫	粉末保管設備	保管ベツセル	42式	16.2 kg Pu*/ベツセル	1 340kg	-
ベレット保管庫	ベレット保管設備	保管ベツセル	70式	16.2 kg Pu*/ベツセル	2 230kg	-
燃料要素・封入棒一時保管庫(1)	燃料要素・封入棒一時保管設備	燃料要素・封入棒保管棚	1式 (28貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	209kg	672本
燃料要素・封入棒保管庫	燃料要素・封入棒保管設備	燃料要素・封入棒保管棚	1式 (28貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	2 150kg	6 912本
組立検査室	集合体・保管体一時保管設備	保管ベツセル	7個	1体/ベツセル	388kg	7体
集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体貯蔵設備	貯蔵ベツセル	300個	1体/ベツセル	15 800kg	300体
集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体貯蔵設備	-	1個	-	53kg	1体
一時保管庫	一時保管設備	貯蔵ベツセル	140個	15.5kg Pu*/ベツセル	2 408kg	-
一時保管庫	非破壊検査架台	-	1個	-	17.2kg	-
ウラン原料一時保管室	-	-	-	輸送容器で保管	5 220kg	120本
分析物性室	試料一時保管箱	-	1台	0.27 kgPu*	0.27 kgPu*	-

第三-2-(4)表～第三-4-(4)表 (変更なし)

※集合体又は保管体を最大で247体、残存核燃料物質封入棒集合体を最大で53体貯蔵する。

変更前

第三-2-(3)表 フルトニウム燃料第三開室貯蔵設備の最大貯蔵能力

設置場所	設備名称	機器名称	個数	核的制限値	最大貯蔵能力	
					$Pu+U$	容量
フルトニウム貯蔵庫(1)	フルトニウム貯蔵設備	フルトニウム貯蔵ベツセル	450個	12.7kg Pu*/ベツセル	4 500kg	-
フルトニウム貯蔵庫(2)	フルトニウム貯蔵設備	フルトニウム貯蔵ベツセル	450個	12.7kg Pu*/ベツセル	4 500kg	-
原料保管庫	原料保管設備	保管ベツセル	38式	26.2 kg Pu*/ベツセル	720kg	-
粉末保管庫	粉末保管設備	保管ベツセル	42式	16.2 kg Pu*/ベツセル	1 340kg	-
ベレット保管庫	ベレット保管設備	保管ベツセル	70式	16.2 kg Pu*/ベツセル	2 230kg	-
燃料要素・封入棒一時保管庫(1)	燃料要素・封入棒一時保管設備	燃料要素・封入棒保管棚	1式 (28貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	209kg	672本
燃料要素・封入棒保管庫	燃料要素・封入棒保管設備	燃料要素・封入棒保管棚	1式 (28貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	2 150kg	6 912本
組立検査室	集合体・保管体一時保管設備	保管ベツセル	7個	1体/ベツセル	388kg	7体
集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体貯蔵設備	貯蔵ベツセル	300個	1体/ベツセル	15 800kg	300体
集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体貯蔵設備	-	1個	-	53kg	1体
一時保管庫	一時保管設備	貯蔵ベツセル	140個	15.5kg Pu*/ベツセル	2 408kg	-
一時保管庫	非破壊検査架台	-	1個	-	17.2kg	-
ウラン原料一時保管室	-	-	-	輸送容器で保管	5 220kg	120本
分析物性室	試料一時保管箱	-	1台	0.27 kgPu*	0.27 kgPu*	-

第三-2-(4)表～第三-4-(4)表 (省略)